

第四期山口県医療費適正化計画(素案)に対する パブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について

1 意見の募集期間

令和5年12月18日(月)から令和6年1月17日(水)まで

2 意見の件数

8件(1人及び1団体)

3 意見の内容と県の考え方

(1) 計画の基本的事項及び基本的方向

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p style="text-align: center;">「医療費適正化計画」について</p> <p>「適正化」と言いながら、医療費抑制あるいは削減のための強権的な計画となってしまうかねないことを危惧している。</p> <p>国の告示では、県の権限強化、目的達成に向けての責務や取りうる措置の明確化、医療費が見込みを著しく上回る場合等の要因分析と要因解消に向けた努力を義務付けているが、医療費削減目標の達成に力を入れるあまり、県民の健康が損なわれるようなことがあってはならない。</p>	<p>医療費適正化計画は、基本理念に記載しているとおおり、県民の生活の質を確保・向上しつつ、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すとともに、限りある地域の社会資源を効果的かつ効率的に活用し、医療費適正化を図っていくものとしています。</p>

(2) 目標に関する意見

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p style="text-align: center;">後発医薬品に係る目標について</p> <p>後発医薬品メーカーの不祥事、それに端を発した医薬品の供給不足により、一部、安定供給されない領域があり医療現場では大問題となっている。</p> <p>使用割合80%を目標としているが、国で長期収載品の保険給付の在り方が検討されており、選定療養費の導入による保険給付分の伸びの抑制が期待されている中で、今、具体的な数値目標を出す必要性はないのではないか。</p> <p>また、薬剤は医師の診断によって、患者の状態や治療上の効果を判断し、選択されるものであり、数値目標の設定は適当でない。</p>	<p>目標値は、医薬品の供給不安に係る課題や新たな政府目標が検討されていること等を踏まえ既に達成済の前期計画の目標値を維持することとしました。これにより、経年的な進捗状況や課題(供給不足を含む)等を把握していきたいと考えています。</p> <p>なお、後発医薬品の使用促進は医薬品の安定的な供給を前提として取り組むものであり、現在、国において改善の取組が行われています。</p> <p>県では、後発医薬品に対す</p>

		る理解を深め、患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、引き続き普及啓発等を行ってまいります。
--	--	---

(3) 計画期間における医療費の見込みに関する意見

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>計画期間における医療費の見込みについて</p> <p>国の算定式による推計値を示しているが、機械的に算出されたもので、入院については地域医療構想（2025年の病床数を念頭に置いたもの）との兼ね合いになる。地域医療構想は病床削減を前提としたものだが、地域医療構想自体の見直しも必要となっている中で、機械的に当てはめた目標でよいのか、実態に見合っているのか疑問である。</p>	<p>医療費の見込みについては、国が定めた医療費適正化基本方針に基づき、地域医療構想において推計された医療需要に基づいて、入院医療費を推計しています。</p> <p>地域医療構想は、2025年に向けて策定されているものであることから、同年以降に係る検討状況を踏まえ、第四期医療費適正化計画の計画期間中に、医療費見込の算出方法を見直すこととしています。</p>

(4) 目標の実現に向けた施策の実施に関する意見

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>医療DXについて</p> <p>医療DXは、マイナンバーカード利用によるビッグデータ（全国医療情報プラットフォーム）とそれを通じた医療情報等連携の仕組みの構築が目的でもあるが、構築されたビッグデータが、医療費抑制に活用されるといったことにつながらないよう求めたい。</p>	<p>医療DXによる医療情報の利活用により、効果的・効率的な医療機関への受診勧奨などの重症化予防等に取り組むことで、住民の健康の保持の推進を図り、その結果として、将来的な医療費の伸びの抑制が図られることを目指しています。</p>
2	<p>特定健診・がん検診・予防接種について</p> <p>特定健診の推進策は、これまでどおり健診等への従事者への研修や広報など県民への周知策が中心であり、これだけでは実施率の向上が図れるのか疑問である。県民への具体的支援策として健診費用の助成が有効ではないかと考える。</p> <p><u>がん検診</u>の受診はがんの早期発見に有効</p>	<p>特定健診は、各医療保険者が被保険者・被扶養者を対象に実施するものであり、受診者の自己負担額は、受益者負担の原則や保険料財源の影響を考慮し、各医療保険者の判断により設定されています。</p> <p>なお、国民健康保険では保険者</p>

	<p>で、胃がん・肺がん検診については 50%を超えた（男性）ことから、目標自体の引き上げを行っているが（50%→60%）、ここへも費用助成を具体的に盛り込むことを求めたい。</p> <p>予防接種の推進に当たっても同様に、費用面での支援は重要な推進策となると考える。</p>	<p>負担により無料となっています。</p> <p>がん検診及び予防接種について、御意見の内容は取組を進めていく上での参考といたします。なお、実施主体である市町において、個別の判断により、費用の負担軽減措置が実施されています。</p>
3	<p>医療の効率的な提供の推進、医療介護の連携を通じた効果的効率的なサービス提供の推進について</p> <p>過疎地域では在宅に移行したくても医療が供給されず、住み慣れた地域にとどまるには療養病床に長期入院する以外の選択肢はない地域があるため、医療資源の地域格差解消・縮小を県の目指す方向性として打ち出していきたい。</p>	<p>県内全域にわたり、住み慣れた地域で、高齢者の希望やニーズに応じた、医療機関や施設から在宅生活への移行、在宅生活の継続ができるよう、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備の支援に取り組んでまいります。</p>
4	<p>その他の取組について</p> <p>レセプトのチェック機能について、保険者が実施するだけでは不十分な実態があるのか。主語の記載がなくわかりにくい。</p>	<p>保険者及び後期高齢者医療広域連合において取り組む内容を記載したものですので、わかりやすく記載します。</p>

(5) 計画の推進に関する意見

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>保険者協議会の活用について</p> <p>保険者協議会での議論が、医療費削減を中心としたものになることを危惧している。</p> <p>医療費に関して医療関係者の関与なしに議論を進めるべきではなく、医療費適正化推進協議会における医療関係者の役割を重視し、同協議会での議論を十分に尊重されたい。</p>	<p>本計画の推進については、保険者協議会及び医療費適正化推進協議会において、保険者や医療機関などの関係者の理解・協力を得て、相互に連携しながら進めてまいります。</p>